河越重頼の妻と妹 −鎌倉初期の河越氏をめぐる一齣

はじめに

河越重頼の娘を縦糸に平安時代末期~鎌倉時代前期の河越氏の動向を丁寧に追究した好論である。本稿は、 細川涼一氏の仕事に「河越重頼の娘-―源義経の室―」という論文がある。副題にあるように、源義経に嫁いだ

細川氏とは違った視角から当該期の河越氏について考えてみることに目的がある。

氏の仕事と比べられるほどのものではないが、氏の顰みに倣って、

河越重頼の妻と妹とを取りあげることによっ

細川

ある。そこでは、久寿二年(一一五五)に武蔵国比企郡大蔵で起こった大蔵合戦前後の河越氏に動向について、 源頼朝の乳母で、武蔵国比企郡に下向し流罪中の頼朝を経済的に援助したといわれる比企尼の娘と重頼との婚姻 このことを考えるに至った要因は、最近、平安末期の河越氏と河越荘について考える機会を与えられたことで

関係や、

河越荘立荘をめぐる要因などについて検討を加えた。

- 83 -

木

村

茂

光

に比企尼の次女であったから、『吾妻鏡』の記事などでよく知られている。 本領の河越荘の存続も危機に陥った時、それを最終的に守ったのが重頼の妻であった。彼女は、先に記したよう 詳細は以下で検討するが、 その際、十分に取り上げることができなかったのが、本稿の題名にある「河越重頼の妻と妹」についてである。 鎌倉初期、源義経事件に縁坐した重頼が誅され遺領が没収されるという事件が起き、

それによると小代氏に嫁ぎながらも、河越氏の危機に際してその存続のために行動していることが知られる。 明である。したがって、この「重頼の妻と妹」の行動は当該期の河越氏の存在形態を知ることができる貴重な史 えられ、嘉禄二年(一二二六)、河越重頼の息子重員が「武蔵国留守所総検校職」に復活するまではその動向は不 くる。彼女については後で紹介する「小代伊重(宗妙)置文」(鎌倉末期ないし南北朝期に成立)に記されており、(生 前記のように、鎌倉初期の河越氏は重頼が義経事件に縁坐して(文治元年〈一一八五〉)以後衰退していたと考 もう一人の重頼の妹とは児玉党の一族の小代行平の妻になった女性で、史料では「河越(ノ)尼御前」と出て

ことを試みたいと思う。 以上のような問題関心から、「重頼の妻と妹」に関する史料を紹介しつつ、鎌倉初期の河越氏の一齣を復元する 料になると考える。

一、平安末期~鎌倉初期の河越氏

まず、「重頼の妻と妹」の歴史的環境を理解するために、平安末期~鎌倉初期の河越氏の動向を確認しておきたい。

場所はわからないが、 が所持していた「武蔵国留守所総検校職」は無事孫の重頼に受け継がれた。 きた要因として、 の一族小代氏の行平に嫁いでいる。このような関係から、前稿では大蔵合戦後の混乱のなかから河越氏が復活で 越重頼の父) 河 重頼は伊豆流罪中の頼朝を助けるために武蔵国比企郡に下向した比企尼を経済的に援助していたと思われる。 方、 越氏は秩父平氏の嫡流であったが、先に記した大蔵合戦で、源義賢と組んだ秩父重隆とその子葛貫能隆 (国守平知盛)とも連携し、 河越氏と児玉党との婚姻関係も深く、 が源義朝の子義平に敗北し、 児玉党・小代氏との婚姻関係の深さを想定した。 先述のように重頼は源頼朝の乳母であった比企尼の次女と婚姻関係を結んでいる。その縁 後白河院が建立した新日吉社領として河越荘を立荘させている。 秩父平氏一族は大きな混乱に陥ったが、その時期は不明ながら、 重頼の父能隆は児玉党から嫁を娶っているし、 重頼は平治の乱後武蔵国を支配した 重頼の妹は児玉党 また、 時期 **河**

頼朝に味方することになった。 父平氏で以前から頼朝に与していた葛西氏、 その後頼朝の挙兵にあたっては、平治の乱以後、武蔵国が平氏の知行国となり、 河越氏は最初、 同族の江戸氏、畠山氏らとともに頼朝の武蔵国入りに抵抗した。しかし、 豊島氏らの説得があったためと考えられるが、秩父平氏がこぞって その軍制に組み込まれていた 同じ秩

するために上洛した。『吾妻鏡』はこの結婚が頼朝の「兼ねてからの約諾」であったと記している。このように 頼朝挙兵後の河越氏は頼朝政権下で重要な位置を占めることになったのである そして、元暦元年(一一八四)、 重頼の娘が、 母が比企尼の次女であったことによると思われるが、 義経と結婚

このような河越氏を奈落の底に落としたのが義経と頼朝との不和の勃発である。これについては詳し

知の事実である。 くは触れないが、 そして、この義経事件に縁坐して河越重頼もまた失脚したことは先述のとおりである。 ついには義経の追討さらには義経を匿ったことを口実とした奥州合戦にまで展開したことは周

二年(一二二六)、重頼の子の重員が重綱以来伝領してきた武蔵国留守所総検校職に任命され、 重 頼失脚後の河越氏の動向はあまりよくわからないが、これまた先述のとおり、 北条執権体制のもとで、 武蔵国における河

ついて考えてみることにしたい。 以上、平安末期から鎌倉初期にかけての河越氏に関する概観である。 これを前提に本題の「重頼の妻と妹」に

越氏の地位は復権されたのであった。

一、重頼の妻と河越荘

尼の娘との結婚を企図するとはどうしても考えられないからである。 あって新日吉社領河越荘を立荘することができた重頼が、 婚に至ったのではないかと推測した。平氏政権下の武蔵国で、平氏武士団に編成され、 等に駆り出されていたから、 あるが、 この点はさておき、重頼の妻と河越荘に関連する史料を紹介しよう。 先述のように、 前稿では、 河越重頼の妻は比企尼の次女である。 両者の結婚の時期を一一六五年前後と推定し、そのころ武蔵武士団は平氏政権の下で大番役 重頼もその一人として在京していたころに比企尼との接点があり、 両者の結婚がいつどのような契機で実現したかは不明で 流罪中の頼朝を援助するために武蔵国へ下向した比企 国守平知盛の働きかけも それ が契機で結

A:『吾妻鏡』文治二年(一一八六)七月二八日条

事あらんか。別して奉行人を差して、厳密に弁じ致さしむべきの旨、御書を武蔵守の許に遣さると云々。 申 河辺庄司行平に仰せ含めらる所なり。 らびに同領長門国向津奥庄武士狼藉の事、庄家の解状を取りこれを下さる。早く尋ね成敗せしめ給うべきの 七月廿八日癸卯、 これを載せらる。 帥中納言の奉書到来す。新日吉領武蔵国河肥庄の地頭、 (書田経房) 去ぬる六月一日の御教書なり。 河肥の事は請所なり。 向津の事は相尋ぬべきの趣、 但し領主幼少の間、 去々年の乃貢を対捍する事、 請料の如きの事殊に不法の 当座においては直ちに下

B: 『 同 』 文治二年八月五日条

兼奉行すと云々。

らびに長門国向津奥庄の狼藉の事等なり。平五盛時筆を染むと云々。 八月五日己卯、 帥中納言の奉書について、御請文を進ぜらる。是新日吉社領武蔵国河越庄の年貢の事、 な

時 旨を存知せしめ、年貢を沙汰し進ぜしむべく候の由、 頭恣ままに抑留の儀にあらず候か。 を進ずべきの所を知らず候。依て領家を相待たしめ候の間、 もとより請所として御年貢を進ぜしめ候の所なり。 六月一日 洩らし達せしめ給うべく候。頼朝恐惶謹言。 の御教書、 七月廿八日に到来す、 而して今前の領家の孫禅師君をもって領家となすべく候わば、 謹んで拝見せしめ候いおわんぬ。 而して去年領家逝去せしむるの由承り候によって、年貢 地頭に下知せしむべく候。(中略)この旨を以て便宜 彼の年の年貢自然に罷り過ぎ候いおわんぬ。 新日吉御領武蔵国 河肥庄 0)

C ... 同 』文治三年一〇月五日条

蔵国河越庄においては後家尼に賜うの所、名主百姓等所勘に随わざるの由、 五日壬申、 河越太郎重頼、 伊予前司義顕の縁坐に依りて誅せらると雖も、 遺跡を憐愍せしめ給うの間、 風聞の説有るに就きて、 向後庄 武

務と云い雑務と云い、一事以上、彼の尼の下知に従うべきの由、

仰せ下さる所也。

がAとBである。まず、A・Bの要点を河越荘関係に絞って示すと以下のようになろう。 重頼の妻と河越荘との関係を直接示しているのは史料Cであるが、そこに行き着くまでの経緯を示しているの

①河越荘は新日吉社領の荘園であった。

Α

帥中納言吉田経房からの問

い合わせの書状と幕府の対応

- ②その河越荘から領家へ納めるはずの「乃貢」=年貢が去々年以来「対捍」=未進されている。
- ③河越荘は 「請所」で、 地頭が所定の年貢納入を請け負う代わりに本家・領家の荘務への介入が認められて

ない所領であった。

- ④領主 (この場合は河越荘の地頭) たかもしれない。 が幼少であったため、「請料」(納入すべき年貢の額)のことで不法があっ
- ⑤別の奉行人を派遣してきちっと弁済するように、武蔵守平賀義信に命じた。

B:吉田経房の書状に対する源頼朝の返事

⑥河越荘はもとから請所として年貢を納入していた。

⑦ところが、去年領家が死亡してしまったため年貢を納入すべき先がわからず、新しい領家を待っているう

⑧したがって、地頭が勝手に年貢を抑留したわけではない。

ちに納期が過ぎてしまった。

⑨今度、前の領家の孫禅師が領家になると承ったので、そのことをよく存知し、年貢を納入するように、 地

頭に下知した。

生じているが、よく調べてみると、去年領家が死亡してしまい年貢の納入先が不明になったことが原因のようで これら史料A・Bからわかることは、河越荘が新日吉社領として継続していること、去々年以来年貢の対捍が

ある。しかし、今度、新しい領家が決まったので、間違いなく納入するよう地頭に命じた、ということになろう。 領家の死亡によって年貢の納入先が不明になるという事態も、領家が「家」に伝領されるのではなく個人に伝

うも別の要因があったように思われる。それを示しているのが史料Cである。Cの内容は、

領家の性格を考える際興味深い事実であるが、この年貢対捍にはど

領されるものであったことを示唆しており、

河越重頼は源義経の縁坐によって誅されたが、残された人々を不憫に思った頼朝は河越荘を重頼の後家尼 。 比

企尼の次女)に賜ったところ、名主・百姓らが後家尼の支配に従わないという風聞があったので、 今後は荘

務も雑務も一切後家尼の命令に従うよう仰せ下した。

という内容になろう。まとめると、

- ①頼朝は、不憫に思い重頼の遺領河越荘を重頼の後家尼に与えた。
- 名主・百姓が後家尼の支配に従わないという事態が生じた。
- ③そこで頼朝は荘務も雑務も一切後家尼に任せ、その命令に従うように命じた。

指摘されている。一年の違いはあるものの、 となろう。A(文治二年)では年貢の未進が指摘され、C(文治三年)では名主・百姓らの抵抗があったことが 両者になんらかの関係があったと考えるのが順当であろう。

香取五ケ郷は大井兵三次郎実春」が賜り、「その外は重頼の老母」が預かったと記されていたからである(史料D)。 すなわち河越荘はまず「重頼の老母」が預かったのであって、Cのように重頼の後家尼が直接賜ったわけではな ができるが、それは違う。なによりも、史料Cの前に史料A・Bが存在するし、さらに重頼が義経の縁座によっ い。この事実と史料A・Bを合わせて考えると、史料Cの内容はかなり時間の経過を圧縮して記されていると考 て誅され遺領が没収されたのは文治元年(一一八五)一一月一二日のことで、その時の記事には「その内伊勢国 そこで改めて史料℃をみてみると、この℃の内容がすべて文治三年一○月五日に起こったかのように読むこと

そこで改めて史料A~Dを、 ①文治元年一一月一二日―重頼の遺領河越荘が重頼の老母に預けられた。 河越荘の伝領関係に絞って時間軸に沿って整理してみると次のようになろう。 えざるを得ない。

- ②文治二年七月二八日 一領家への年貢未進問題が起こったが、その時領主 =地頭は幼少であった。
- ③文治三年一〇月五日 ―河越荘は重頼の後家尼が賜った。しかし、 荘務も雑務も一切後家尼に任せることにした。 名主・百姓がその支配に従わなかったの

はり問題は①と③の内容の齟齬である。 二つ目は③の最初の 「後家尼」は 解決策は二つである。一つは①の「老母」は「後家尼」 「老母」の間違いとすること。どちらの可能性もあるが、ここでは の間 違いと

史料Dを尊重して二つ目の理解を採用して考えてみたい。

荘務 姓が支配に従わないという事態が生じた。それで頼朝 ば老祖母)は後見となった。 · 維務 切の支配権を後家尼に任せることにした。以上である。 河越荘は文治元年重頼の老母が預かり、 しかし、老祖母後見―幼少の地頭という体制では支配に実効力が伴わず、 その後重頼の幼少の遺児を地頭に立て老母 (幕府)は、文治三年、老祖母―幼少の地頭に代わって、 (遺児からみれ 名主・百

のような理解に立つならば、 なる。史料じをそのまま読むと、名主・百姓の抵抗は後家尼が支配権をもった後に起きたことになるが、 このように考えることが可能だとすると、史料A・Bで問題になっている年貢の未進問題も別の理 名主・百姓の抵抗は老祖母-―幼少の地頭の時期に起こったことになるからである。 解が 私の先 可

確定はできないが、

が不満をもち、その命令に従わなかったという事態が起こっていたとも考えられる。だからこそ、 のようなことが起きないように、「向後、 あったという事情があったかも知れないが、 河越荘の年貢未進の背景には地頭が幼少であったことや領家が死亡してその所在が不明で 荘務と云い雑務と云い、一事以上、彼の尼の下知に従うべし」という命 一方では幼少の地頭 ―老祖母の後見という支配体制に名主 頼朝は今後こ ・百姓

なにはともあれ、 以上のように、 重頼の妻が地頭職に任ぜられることによって、 河越氏の本領河越荘は無事危

機を乗り切り、

存続することになったのである。

令を下したのであろう。

Cの頼朝の判断には、比企尼の次女だからというような個人的な関係よりも、河越氏の危機に際しそれを克服 持していく役割を担ったのはやはり妻であり、妻の力が必要であったという評価も可能ではないだろうか。史料 るためには妻の位置や役割を重んじなけらばならないという価値観が入っていたと思われるのである。 ら覚えの高 い比企尼の次女であったからという解釈も成り立つが、 重頼が誅された後、 本領の河越荘の支配を最終的に重頼の妻=後家尼に託したのは、 後継者が幼少の時、 その家を支え、 彼女が頼朝 遺領を維 か

三 小代氏と重頼の妹 = 河越尼

次は児玉党の一族小代氏(行平)に嫁いだ河越重頼の妹についてである。史料には「河越ノ尼御前」と記され

ているので、以下、河越尼とする。

平注置条々」という題をもっていることからもわかるように、行平の四代後の孫伊重が先祖の行平に関する事 を書き記したもので、一四世紀一〇~二〇年代に書かれたという。 その河越尼の動向について記しているのが、次の「小代伊重 (宗妙)置文」である。この置文は「小代八郎行

そして、この置文の最後に「児玉系図」が付されており、置文の中心的な人物である行平の子弘家には、

母葛貫別当平義隆女、河越太郎重頼妹也、

能隆の娘で河越重頼の妹であることは間違いあるまい。 という注記があった。「葛貫別当平義隆」とは重頼の父葛貫能隆のことであるから、 小代行平の妻=河越尼が葛貫

.越尼について記してある置文の内容は後に検討するとして、まず、この置文について、石井進氏の仕事に基

づいて紹介しておこう。

ŋ と、八は後三年合戦絵巻に描かれた行弘の功業、九は伊重がこの置文等を記した理由、となるという。 その上で石井氏は、八の冒頭部分には明らかな欠脱があることから、何箇条か失われている可能性、 置文」は九箇条からなり、 その後の小代家の衰微、 六は小代の岡の屋敷の御霊のこと、七は行平の給わった重要書類の行方に関するこ 石井氏の整理によれば、一~四は行平の勲功、 五は行平の曾祖父弘行の功績に始ま

体の排列がこのままでよいか、 多少の疑問があることを指摘しながらも、

私は内容、

から考えて、この置文を鎌倉時代末期のものとして十分使用に堪えるものと判断している。

文体、用語、(略)捨て仮名の多用や、宣命体などの書記形式、そして他の史料との比較対照など

と述べている。私も石井氏の評価に立って以後の論述を進めることにしたい。

その文を紹介しよう (石井氏が付したひらがなの傍注は適宜略した)。 さて、肝心の河越尼が登場するのは第七の「行平の給わった重要書類の行方に関すること」の中である。早速

文・御教書・御状等ヲ河越ノ尼御前ニ乞ヒ奉マツリ給ヒケレドモ、正文ヲモ案文ヲモ終ニ出シ給ハザリケル リ充給 ケ置カ被ル間、 此ノ段ハ小代ノ古老ノ人々ノ語ラ被ルニ就テ、宗妙見ヲ注置ク、小代八郎行平、鎌倉ノ右大将 ハ被ル、所ノ数通ノ御下文・御教書、不思議ノ御状等ノ事、 行平他界ノ後チ、家嫡ヲ相ヒ継ガ令ル小代小次郎俊平宗妙仁和曾祖父、行平預ケ置カ被御下(パナ) 行平皆ナ以テ妻女河越ノ尼御前 (まと)

事、 御 下文三通ノ正文ハ、小代三郎左衛門入道法名道念跡ニ有ル間、 置カ被ケル間、是又正文ヲモ案文ヲモ終ニ以出シ給ハズ、爰ニ右大将家以後ノ御下文等之内、 大将ノ御料御隠以後、 ハ存知セ被レヌ事モ有ル可キ上へ、重代奉公ノ名誉ヲ顕サンガ為メニモ、尤モ上ノ見参ニ入レタキ者也、 ネドモ、 河越ノ一門ヲ養セ被レケル間、彼ノ養子ニ給ヒ与可キ所存ニテ有ケル由ヲ語被キ、凡先段ニ申右大将(愛き) ,御下文・御教書・御状等ヲ捜求メテ持ツ可也、 恩賞ニ預カル事モ有ラン時ハ、望ミ申タキ子細モ有可シ、又色々ノ不思議ノ御状等ハ、 行平充テ給ハ被ル所ノ数通ノ御下文等モ、行平皆ナ以妻女河越ノ尼御 其故へハ、御下文・御教書等ハ、 案文ヲ写シ置ク者也、 彼ノ地ヲ当時 前 建仁三年ノ御 当世ノ人々 ノ許ニ預 又 ケ

内容を要約すると以下のようになる。

御教書に記載された土地は、たとえ現在知行していなくとも、 とであった。これら重要文書は正文でも案文でも探し求めてもっていなければならない。 るからだ。 越の一門の一人を養子としているので、その養子にこれら重要文書を与えるつもりだからである、というこ 請うたが、正文も案文も返却してもらえなかった。その理由は、 小代の古老の話として、小代行平は源頼朝から給わった数通の御下文・御教書など重要文書はすべて妻女 河越ノ尼御前」に預けていた。行平の死亡後、 また、 頼朝公からいただいた感状は現在の人々が知らないことも書いてあるかも知れないが、 家嫡を継いだ俊平は行平が預けた重要文書を河越尼に返却を 恩賞に預かるような時には望み申す材料にな 河越尼が河越の一門の面倒をみており、 何故なら、下文や 河

代奉公の名誉を顕すためにも、上の見参に入れたいものだからである。また、頼朝公が亡くなって以後に行

平が給わった数通の下文も河越尼に預け置かれたため、正文も案文もついに返してもらえなかった。ただ、

この条文の本意は、後半に縷々記されているように、 建仁三年の将軍家下文三通の正文は小代三郎左衛門入道の子孫がもっていたので、案文を作っておいた。 恩賞や重代の奉公の名誉を保障するはずの小代氏に伝わ

る証拠文書の少なさの理由と証拠文書の重要性を確認する点にあるが、その少なさの要因が行平の妻の

尼御前」の行為に求められていることは注目してよい。

人の妻のうち、 ることができよう。詳細は別の検討に委ねるしかないが、時代は遡るが、平安中期の「新猿楽記」に記された三 の管理権をもっており、 これによると、小代行平は頼朝や幕府から給わった重要文書を妻に預けていたこと、そして夫の死後も妻はそ 家政権を掌握していた二番目の妻が衣・食・住だけでなく、「馬鞍・弓・胡籙・従者・眷属」に対 重要文書を嫡子に譲らなかったことがわかる。妻の家内財産に関する強い権限を見て取

する権限までもっていたことが想起される。

重要文書を河越氏から迎えた養子に伝領しようとしたことである。置文の本文には次のように記されている。 私が注目したのは、このような後家の家政における権限の強さもさることながら、 河越尼が、 夫行平の残した

河越ノ一門ヲ養セ被レケル間、彼ノ養子ニ給ヒ与可キ所存ニテ有ケル由ヲ語被キ

石井氏はこの部分を次のように要約している。

あくまでも石井氏の文章は「大意」なので異を唱えるのは差し控えなければならないかもしれないが、 からだということだ 何故なら尼御前は河越の一門の一人を養子としており、これら重要書類はその養子に与えるつもりであった

は「河越ノ一門ヲ養セ被レケル間、彼ノ養子ニ給ヒ与可キ所存」と明記されているのであるから、「河越の一門の ような状況に陥っていたのであろうか。 ノ一門ヲ養セ被レケル間」という文言に注目したいのである。もしこの事態が本当であるならば、 ているので、彼 一人を養子としており」とまとめることはできないように思う。本文を素直に訳すならば、「河越氏の一門を養 (河越氏の一門)の養子に(重要文書)を与えるつもりなので」とすべきであろう。 河越氏はどの 私は 「河越

(一二一○)に所領を嫡子俊平に与えた譲状を残しているので、この話は少なくとも承元四年以降のこととなろ⑵ う。前節でも検討したように、河越重頼は義経事件に縁坐して誅され遺領が没収されたのは文治元年(一一八五) したがって、「領主」=重頼の息子は承元四年段階では少なくとも三○歳前後に成長していたことは間違いないで 一一月一二日のことで、翌文治二年の河越荘に関する史料には当時「領主幼少」であったことが記されていた。 置文は、河越尼がこのような行動をとったのは「行平他界ノ後チ」のこととしている。小代行平は承元四年

あろう。

の時の重員の年齢を五五歳前後と考えると、承元四年当時の重員は三二歳前後であったことになる。 であった。そしてその重員は貞永元年(一二三二)に総検校職を息子の重資に譲っているからである。この譲与 重員が武蔵国留守所総検校職に補任され、 このことは次の事実によっても裏付けられる。というのは、この幼少の領主と推定される重頼の嫡男河越三郎 嫡男が少なくとも三○歳を越える年齢に達していたにもかかわらず、 河越氏の武蔵国留守所総検校職が復活するのは嘉禄二年 小代行平の妻=河越尼が河越氏の一門の

誰かを「養子」として「河越ノ一門ヲ養セ被レケル」というのはどうみても不自然である。

行為の一つに「河越の一門から養子を取ろうとした」ということもあったかも知れない。 ヲ養セ被レケル)さまざまな行動をとったことを表現したものと考えることができるのではないだろうか。 ような厳密なものではなく、 を説明するために記された可能性があるとするならば、河越尼の上記のような行為も「行平他界ノ後チ」という これ以上は推測になるが、 河越氏が危機に瀕していた時、自分の本家である河越氏を救済すべく(「河越ノ一門 本節の最初に述べたように、この条文が小代氏に重要文書が伝領されていないこと

された文治元年、 何時であろうか。 頭職に任命された前後が一番可能性があろう。 もしこのような想定が可能であるとするならば、河越氏が危機にあって彼女が河越氏を救済しようとしたのは そして河越荘の年貢未進問題が起き、最終的に重頼の妻=後家尼が頼朝の判断により河越荘 それは、 第一節・二節の内容から考えて、 やはり重頼が義経事件に縁坐して誅され遺 領が没収

定しない危機をみて、嫁ぎ先の重要文書を確保し、実家から養子を入れるなどして、実家を援助しようとしたの 小代氏に嫁いだ妹であったが、 嫡男の兄が誅せられ、 その跡を老母と幼少の甥が継いだものの一 族の態勢が安

であった。

在においても小代氏の館跡に御霊神社があることなどによって、その信憑性は確かめられるから、 第六条に記されている小代氏と源義平との関係―大蔵合戦の際義平が小代氏の「岡 たので、その後小代氏は義平を「御霊」として祀り、 きないことが多く、どこまで信用できるか心許ないことも多いが、先述のような石井氏の評価もあり、 小代氏に河越氏から養子が入ったこと、小代氏の重要文書が河越氏に伝わっていることなど、 将来まで崇敬するように言い伝えられた、という話 ノ屋敷」に 「御屋 現在では確定で それなりに当 形」を構え かつ置文 一は現

まとめにかえて

なる女性が取った二様の行動については明らかにできたのではないだろうか。 家・尼の歴史的な評価についてまで立ち入る能力も余裕もないが、一族の危機に際しての妻と妹という立場 以上、二節にわたって河越重頼の妻=後家尼と重頼の妹=河越尼について検討を加えてきた。 中世における後

とによって実家を救おうとした妹=河越尼の行動と役割。ともに、 先に実家から養子を迎え、 後見老祖母と幼少の孫 一族の本領を守った妻=後家尼の行動と役割。一方、嫡家の兄が誅され一族が存亡の危機に陥った時、 (河越尼からすれば子)の地頭という支配体制の危機に際して、彼らに代わって夫の遺 かつ自分の夫から預かっていた重要文書を跡継ぎには返却せず、その養子に与えるこ 当該期の女性の行動とその歴史的役割を明瞭 嫁ぎ

らかの寄与ができていれば幸いである。 中世社会における女性の地位については、 近年研究の進展にめざましいものがあるが、 本稿がその動向になん

に示しているといえよう。

注

 $\widehat{1}$ 細川涼一「河越重頼の娘 −源義経の室─−」(『女性歴史文化研究所紀要』第一六号、二○○八年)。

- (2) 「大蔵合戦前後の河越氏と河越荘」 (河越館の会編 『河越館の会 シンポジウム 報告書』二〇一五年)。
- (3) 『吾妻鏡』文治元年一一月一二日条。
- (4)石井進「武士の置文と系図―小代氏の場合―」(初出一九八六年、『石井進著作集』第五巻、岩波書店、二○○五年)。本稿

では『著作集』に引用された「置文」を使用した。

(5)『吾妻鏡』嘉禄二年四月一〇日条。そこには「十日甲午、 河越三郎重員、 武蔵国留守所総検校職被補之、 是先祖秩父出羽権

守以来、代々補来云々」とある。

- (6)以下の叙述は、 拙稿注2、などを元にしている。 落合義明「武蔵国と河越氏」 (『中世東国の「都市的な場」と武士』山川出版社、二〇〇五年)、 細川 汽注1論
- (7) 『吾妻鏡』 元暦元年九月一四日条。
- (8) 注3、『吾妻鏡』文治元年一一月一二日条。D:「今日。河越重賴所領等被_! 香取五ヶ鄉。大井兵三次郎実春賜」之。其外所者。 重賴老母預」之。又下河辺四郎政義同被」召||放所領等|。 ||収公|。 是依」為||義経緣者 也。 為 其内。 ||重賴聟||之故 伊勢国
- (9) ただ、史料Cに「向後庄務と云い雑務と云い、一事以上、 ることが気になる。老祖母 ―幼少の地頭が「荘務」を、後家尼が「雑務」をというように、最初は任務を分掌していた可能 彼の尼の下知に従うべきの由、 仰せ下さる所也」と記されてい
- 10 石井注3論文参照。「置文」の評価および内容の「要約」については、この論文に拠っている。

性もあるかもしれない。

11 山岸徳平他編 『古代政治社会思想』(「日本思想大系」8、岩波書店、一九七九年)所収

- (12) 承元四年三月二九日沙彌行蓮〈小代行平〉讓状(『鎌倉遺文』第三巻、一八三二号)。
- (13) 注5。『吾妻鏡』貞永元年一二月二三日条。
- 古妻錢』 貞永元年一二月二三日条